第九条の二第二十項中「第百四十九条第一項第六号イ」を「第百四十九条第一項第六号イ(1)」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第百四十九条第一項第六号イ」を「第百四十九条第一項第六号イ(1)」に改め、同項を同条二十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

21　法第百四十九条第一項第六号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十八項第二号中「百二十」を「百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二中第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、同条第十五項第一号中「第十八項第一号」を「第二十項第一号」に改め、同項第二号中「百十」を「百」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第百四十九条第一項第四号ホ」を「第百四十九条第一項第四号ト」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「百十五」を「百二十」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の一項を加える。

15　法第百四十九条第一項第四号ヘに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第十三項中「第百四十九条第一項第四号ニ」を「第百四十九条第一項第四号ホ」に改め、同項第二号中「百十」を「百十五」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第百四十九条第一項第四号ハ」を「第百四十九条第一項第四号ニ」に改め、「バス又は」を削り、同項第二号中「百二十」を「百二十五」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバスで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和二年度燃費基準達成レベルが百五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二に次の三項を加える。

35　法第百四十九条第三項に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第三号に掲げる方法とする。

36　法第百四十九条第三項に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法は、エネルギー消費効率算定告示第一条第一項第二号に掲げる方法とする。

37　法第百四十九条第三項において準用する同条第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八項第二号	
第四条の三に規定する令和十二年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和十二年度燃費基準達成レベル」という。）が七十五以上であること及び	第四条の二に規定する令和二年度燃費基準達成・向上達成レベルが百九以上であること並びに
その旨	その旨及び自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成十八年国土交通省告示第三百五十号）第一条第一項第三号に掲げる方法（以下この条において「WLTCモード法」という。）により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十一項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
その旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第十七項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが七十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百九以上であること並びに
その旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨
第二十項第二号	
令和十二年度燃費基準達成レベルが八十五以上であること及び	令和二年度燃費基準達成レベルが百二十三以上であること並びに
その旨	その旨及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨